

令和 8 年佐久市議会第 3 回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
7 0	佐久市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	4
7 1	佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部長	5
7 2	佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部長	6
7 3	佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	7
7 4	佐久市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	8
7 5	佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	環境部長	9
7 6	佐久市子ども未来館条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	10
7 7	佐久市農業近代化施設条例の一部を改正する条例の制定について	経済部長	11
7 8	佐久市景観条例の一部を改正する条例の制定について	建設部長	12
7 9	佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	浅間病院 事務長	13
8 0	市道の路線認定について	建設部長	14～16
8 1	市道の路線変更について	建設部長	17～19
8 2	訴えの提起について	建設部長	20
8 3	訴えの提起について	建設部長	21
8 4	学習者用端末及び指導者用端末（Chromebook）の購入について	学校教育部長	22～24

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
85	令和7年度佐久市一般会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
86	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
87	令和7年度佐久市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
88	令和7年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
89	令和7年度佐久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
90	令和7年度佐久市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
91	令和7年度佐久市環境エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
92	令和7年度佐久市茂田井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	25～26
93	令和7年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算認定について	浅間病院 事務長	27
94	令和7年度佐久市下水道事業特別会計の利益の処分及び決算認定について	会計管理者	28～29
95	令和8年度佐久市一般会計補正予算（第2号）について	総務部長	別冊1
96	令和8年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	市民健康部長	別冊1
97	令和8年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	福祉部長	別冊1
98	令和8年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第1号）について	福祉部長	別冊1
99	令和8年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	市民健康部長	別冊1
100	令和8年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	別冊1

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
101	令和8年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第1号）について	浅間病院 事務長	別冊1
102	令和8年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	別冊1

条 例 案	10	件
事 件 案	5	件
決 算 認 定	10	件
予 算 案	8	件
計	33	件

第70号

佐久市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方自治法施行規則の改正に伴い、引用する同規則の条項を改めようとするものであります。

第 7 1 号

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じて不支給となった寒冷地手当が、寒冷積雪地域における暖房用燃料費等を補助する生活関連手当であることに鑑み、冬季における生活安定を図るため、市独自の措置として寒冷地手当を支給することについて、所要の改正を行おうとするものであります。

第72号

佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じて不支給となった寒冷地手当が、寒冷積雪地域における暖房用燃料費等を補助する生活関連手当であることに鑑み、職員の冬季における生活安定を図るため、市独自の措置として寒冷地手当を支給することについて、所要の改正を行おうとするものであります。

第 7 3 号

佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、社会保険診療報酬支払基金法の改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が令和 8 年 1 0 月 1 日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ変わることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 7 4 号

佐久市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

これは、予防接種法及び予防接種法施行令の改正に伴い、引用する同法及び同令の条項を改めようとするものであります。

第 7 5 号

佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、引用する同法の
条項を改めようとするものであります。

第76号

佐久市子ども未来館条例の一部を改正する条例の制定について

これは、子ども未来館において、利用者の安全で快適な観覧環境の提供及び効果的な施設運営を図るため、開館時間を午前9時から午後0時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに改めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 7 7 号

佐久市農業近代化施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、農業の振興、農業経営の安定等を図るために設置された農業近代化施設のうち、財産処分制限期間が過ぎ、土地所有者からの払下げ要望のあった施設について、別表から削除しようとするものであります。

第78号

佐久市景観条例の一部を改正する条例の制定について

これは、景観法の改正に伴い、引用する同法の条項を改めるほか、行政の補完及び民間活力の活用を図るための業務を行う「景観整備機構」の名称を「景観整備推進法人」に改めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

第79号

佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

これは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じて不支給となった寒冷地手当が、寒冷積雪地域における暖房用燃料費等を補助する生活関連手当であることに鑑み、職員等の冬季における生活安定を図るため、市独自の措置として寒冷地手当を支給することについて、所要の改正を行おうとするものであります。

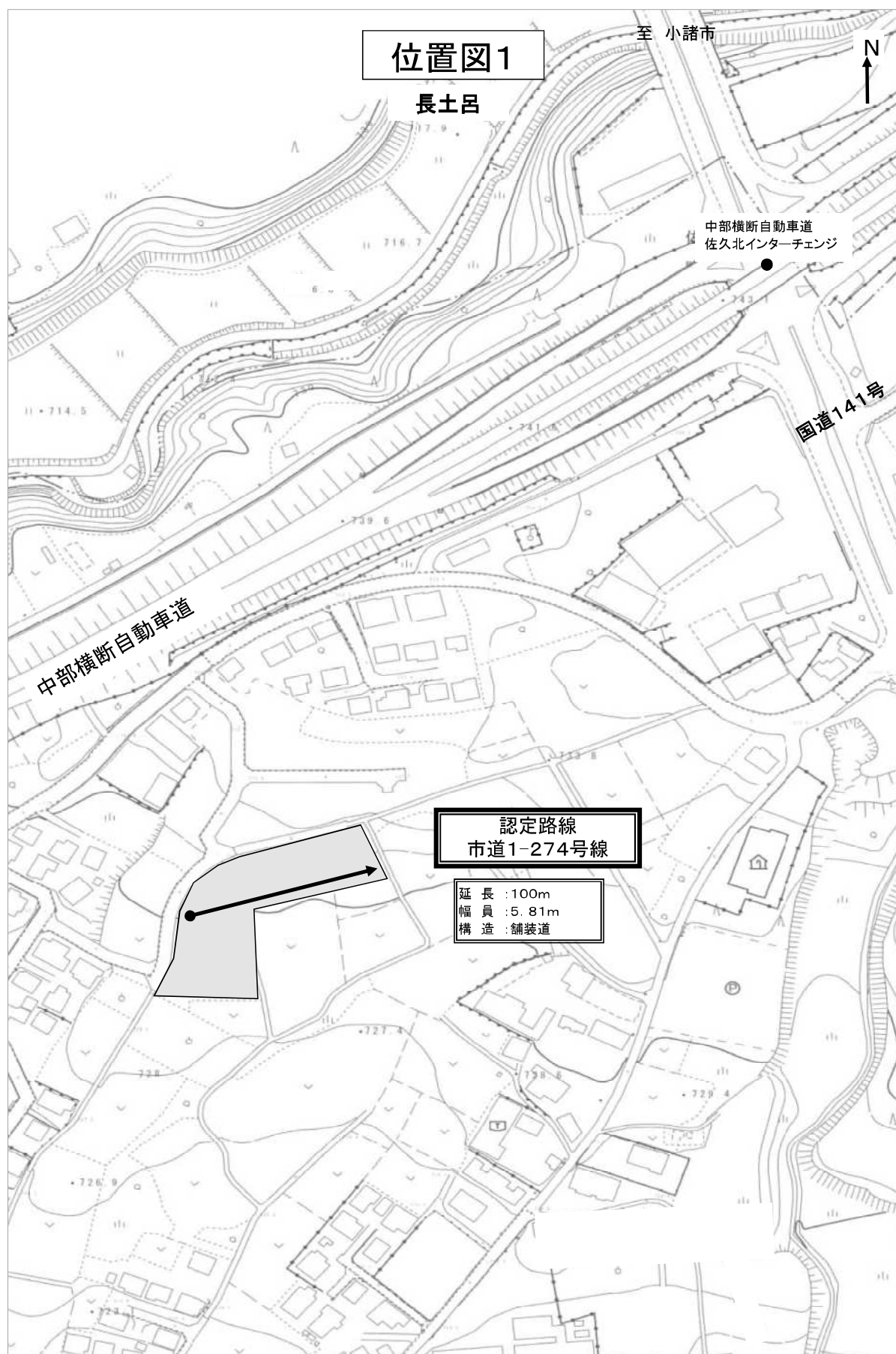
第80号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道1-274号線 位置図1
- 市道8-170号線 位置図2

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。





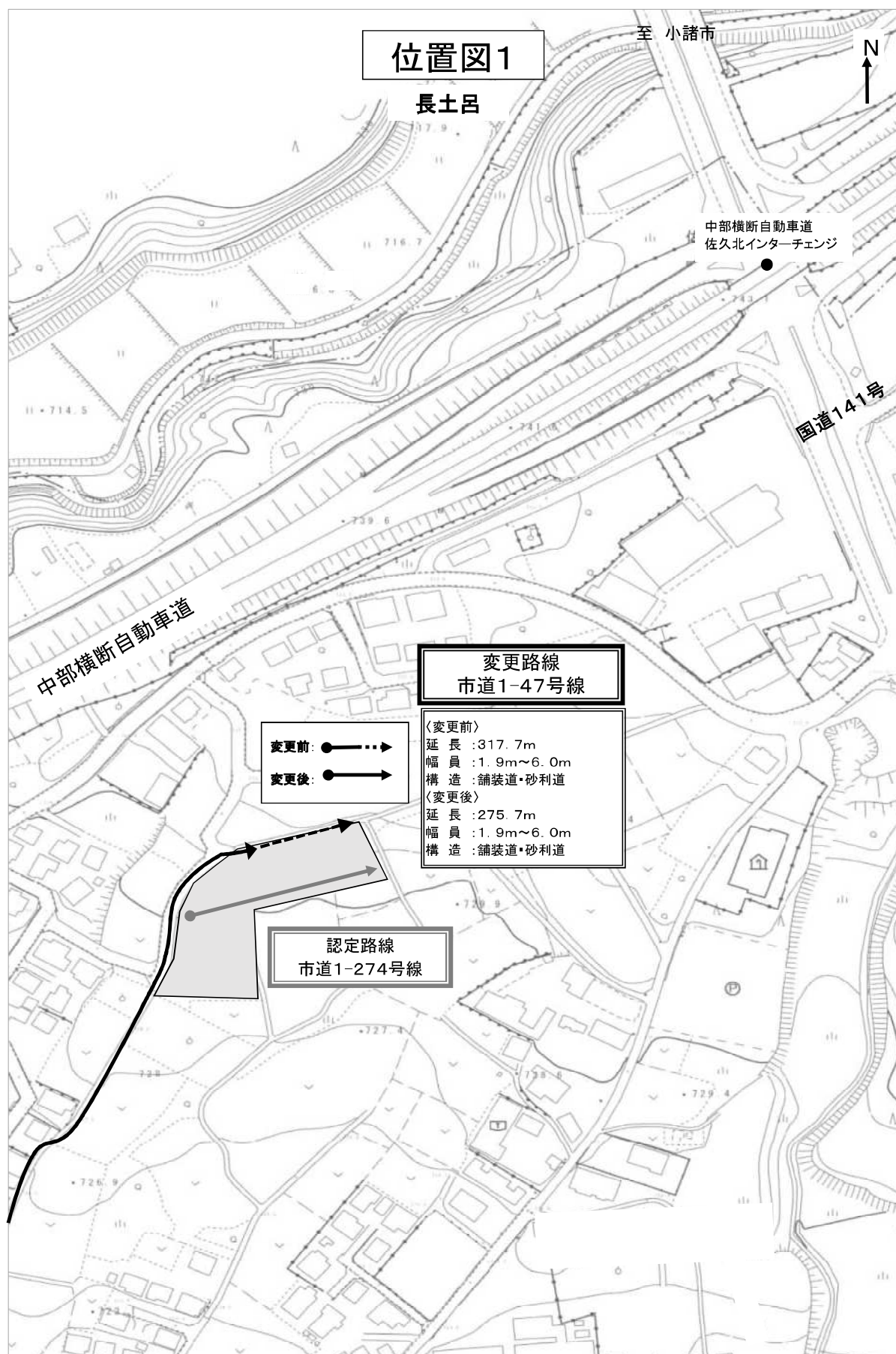
第 8 1 号

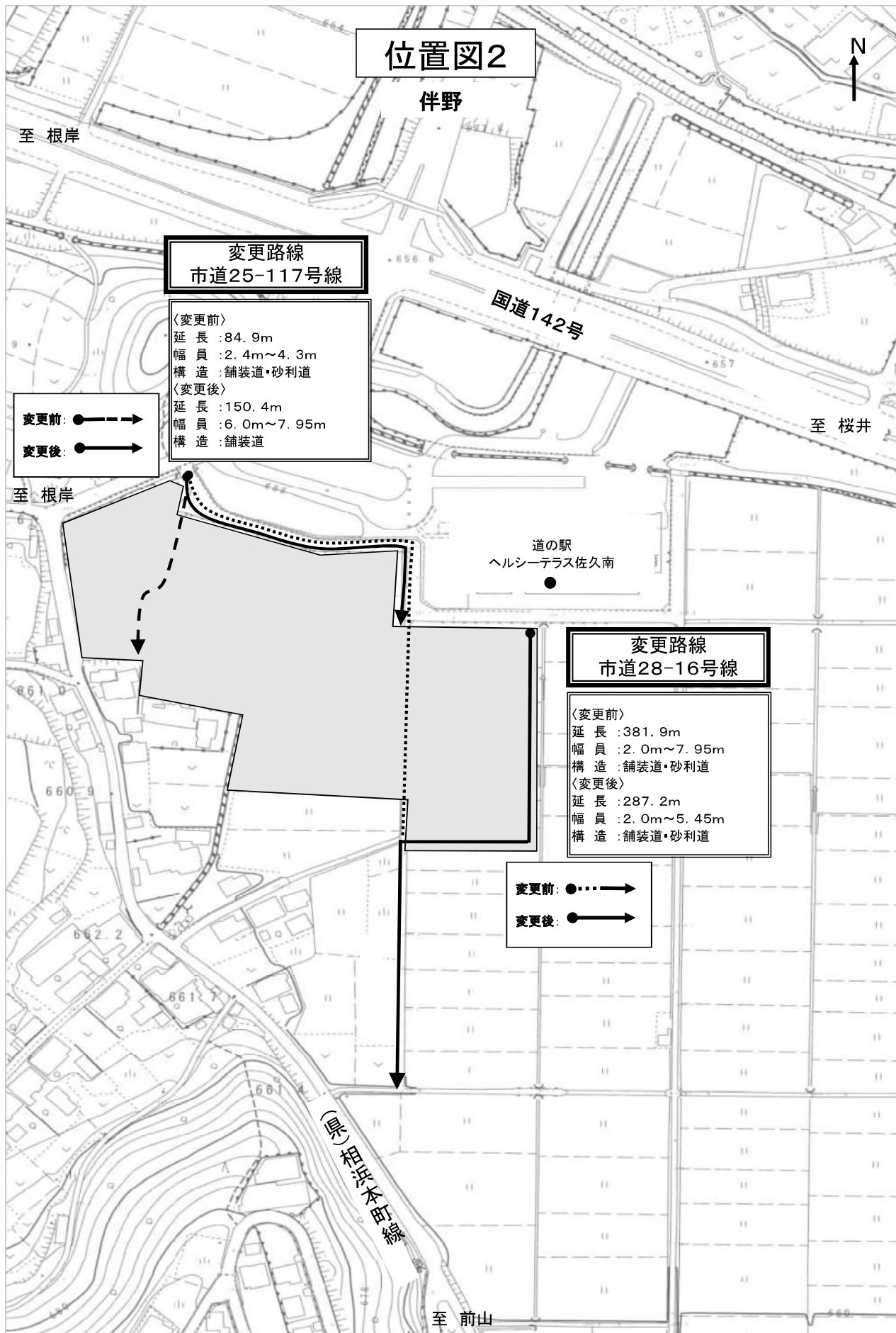
市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- | | |
|-------------------|-------|
| ○ 市道 1－4 7 号線 | 位置図 1 |
| ○ 市道 2 5－1 1 7 号線 | 位置図 2 |
| ○ 市道 2 8－1 6 号線 | 位置図 2 |

これらの路線は、宅地分譲のための開発及び事業用地の整備に伴い築造された道路により、起点及び終点が変更となるため、路線変更するものであります。





第 8 2 号

訴えの提起について

これは、長期にわたり市営住宅家賃等を滞納している市内居住者及び連帯保証人について、督促状の送付、訪問、来庁要請等の様々な方策を講じる中、徴収が困難な状況が継続し、納入又は対応のない状況であるため、市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第 8 3 号

訴えの提起について

これは、長期にわたり市営住宅家賃等を滞納している市内居住者及び連帯保証人について、督促状の送付、訪問、来庁要請等の様々な方策を講じる中、徴収が困難な状況が継続し、納入又は対応のない状況であるため、市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第84号

学習者用端末及び指導者用端末（Chromebook）の購入について

これは、GIGAスクール構想に基づく、公立中学校の既存の端末の更新に当たり、生徒及び教員用の端末（Chromebook）2,964台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この学習者用端末及び指導者用端末の購入につきましては、長野県が実施した共同調達に係るプロポーザルの選定結果を基に、随意契約により、149,326,320円で松本市大字和田4010番10のキッセイコムテック株式会社（公共・医療ソリューション 事業部長 伊藤 嘉春 氏）に決定いたしました。

なお、本件は、公立学校情報機器整備費補助金を充当して実施するものであります。



売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と キッセイコムテック株式会社（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| (1) 品 | 名 | Chromebook |
| (2) 品質・規格・寸法等 | 詳細は添付仕様書のとおり | |
| (3) 数 | 量 | 2,964台 |

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 149,326,320円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 13,575,120 円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|------------------------------|-----------|
| (1) 納 入 期 限 | 議決の日から | 令和9年3月24日 |
| (2) 納 入 場 所 | 佐久市立中学校7校 | |
| (3) 納入完了時期 | 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。 | |

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 14,932,632 円とする。

ただし、佐久市財務規則第124条第3項第3号の規定により、その納付額は全額免除とする。

- 2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限内に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年3.0パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

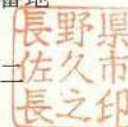
この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和8年7月28日

発注者 佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長 柳田 清二



受注者 松本市大字和田4010番10

キッセイコムテック株式会社

公共・医療ソリューション事業部長 伊藤 嘉春



令和 7 年度 佐久市一般会計・特別会計歳入決算総括表

(単位:円)

議 案 番 号	区 分 会 計 名	歳 入					
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
第85号	一 般 会 計	57,969,778,000	57,452,138,050	56,803,828,347	68,301,143	580,008,560	△ 1,165,949,653
第86号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,549,559,000	9,991,441,542	9,762,899,818	20,547,207	207,994,517	213,340,818
	〃 (浅 科 診 療 所 勘 定)	16,139,000	18,982,028	16,393,904	0	2,588,124	254,904
第87号	介 護 保 険 特 別 会 計	10,361,687,000	10,337,733,007	10,319,765,510	3,961,197	14,006,300	△ 41,921,490
第88号	障害者支援施設臼田学園特別会計	149,869,000	149,872,452	149,872,452	0	0	3,452
第89号	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,728,409,000	1,735,617,242	1,732,374,542	215,900	3,026,800	3,965,542
第90号	奨 学 資 金 特 別 会 計	25,323,000	26,488,342	25,733,542	0	754,800	410,542
第91号	環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業 特 別 会 計	191,029,000	191,029,299	191,029,299	0	0	299
第92号	茂 田 井 財 産 区 特 別 会 計	751,000	753,061	753,061	0	0	2,061
計		79,992,544,000	79,904,055,023	79,002,650,475	93,025,447	808,379,101	△ 989,893,525

令和7年度 佐久市一般会計・特別会計歳出決算総括表

(単位:円)

議案 番号	区 分 会 計 名	歳 出					
		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との 比 較	歳入歳出差引額 繰 越 額
第85号	一 般 会 計	57,969,778,000	55,262,927,839	2,114,148,000	592,702,161	2,706,850,161	1,540,900,508
第86号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,549,559,000	9,529,304,482	0	20,254,518	20,254,518	233,595,336
	〃 (浅科診療所勘定)	16,139,000	15,446,883	0	692,117	692,117	947,021
第87号	介護保険特別会計	10,361,687,000	9,947,603,139	0	414,083,861	414,083,861	372,162,371
第88号	障害者支援施設臼田学園特別会計	149,869,000	148,599,780	0	1,269,220	1,269,220	1,272,672
第89号	後期高齢者医療特別会計	1,728,409,000	1,728,023,234	0	385,766	385,766	4,351,308
第90号	奨学資金特別会計	25,323,000	25,296,363	0	26,637	26,637	437,179
第91号	環境エネルギー事業特別会計	191,029,000	190,979,872	0	49,128	49,128	49,427
第92号	茂田井財産区特別会計	751,000	620,053	0	130,947	130,947	133,008
計		79,992,544,000	76,848,801,645	2,114,148,000	1,029,594,355	3,143,742,355	2,153,848,830

第93号

令和7年度 佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算報告書

(1) 収益的收入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額				税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
病院事業収益	8,356,239,000	△ 223,067,000	0	8,133,172,000	8,256,042,565	122,870,565	うち仮受消費税及び地方消費税54,388,821

支出

(単位:円)

区分	予算額								税込決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
病院事業費用	8,718,253,000	73,012,000	0	0	0	8,791,265,000	0	8,791,265,000	8,458,921,004	0	332,343,996	うち仮払消費税及び地方消費税199,198,125

(2) 資本的收入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額						税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
資本的收入	580,470,000	3,718,000	584,188,000	0	0	584,188,000	375,589,000	△ 208,599,000	

支出

(単位:円)

区分	予算額							税込決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
資本的支出	872,529,000	△ 22,125,000	0	850,404,000	0	0	850,404,000	639,154,085	133,100,000	0	133,100,000	78,149,915	うち仮払消費税及び地方消費税20,407,434

第94号

令和 7 年度 佐久市下水道事業特別会計決算報告書

(1)収益の収入及び支出

収入 (単位:円)

区分	予算額				税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
下水道事業収益	3,412,129,000	45,074,000	0	3,457,203,000	3,461,088,918	3,885,918	うち仮受消費税及び地方消費税191,728,101

支出 (単位:円)

区分	予算額								税込決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
下水道事業費用	3,405,785,000	△ 31,371,000	0	0	0	3,374,414,000	9,306,000	3,383,720,000	3,300,207,276	0	83,512,724	うち仮払消費税及び地方消費税106,071,539

(2)資本的収入及び支出

収入 (単位:円)

区分	予算額						税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
資本的収入	1,827,716,000	△ 331,117,000	1,496,599,000	0	0	1,496,599,000	1,206,443,300	△ 290,155,700	

支出 (単位:円)

区分	予算額							税込決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
資本的支出	3,181,807,000	△ 187,541,000	0	2,994,266,000	0	0	2,994,266,000	2,649,956,057	291,300,000	0	291,300,000	53,009,943	うち仮払消費税及び地方消費税50,555,338

第 9 4 号

令和7年度 佐久市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	21,255,810,279	517,923,843	499,469,502
議会の議決による処分数額	70,000,000	0	△ 190,000,000
資本金組入れ	70,000,000	0	△ 70,000,000
減債積立金	0	0	△ 80,000,000
建設改良積立金	0	0	△ 40,000,000
処分後残高	21,325,810,279	517,923,843	(繰越利益剰余金) 309,469,502

佐久市普通会計 財政状況(主要財政指数等)の推移

年度	項目	歳入決算額 (千円)	歳出決算額 (千円)	実質収支 比 (%)	財政力 指 数	経常収支 比 (%)	財政健全化判断比率				標準財政規模 (千円)	市債現在高 (千円)	基金現在高 (千円)	債務負担行為額 (千円)
							実質赤字 比 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質公債費 比 (%)	将来負担 比 (%)				
	R7	56,895,993	55,353,382	4.1	0.517	88.0	—	—	3.8	—	30,118,140	37,844,248	34,459,060	3,986,432
	対前年度比較 (R7－R6)	4,095,208	4,286,899	△ 0.9	0.006	1.1	—	—	1.1	—	165,361	△ 1,774,837	△ 450,234	△ 4,860,641
	R6	52,800,785	51,066,483	5.0	0.511	86.9	—	—	2.7	—	29,952,779	39,619,085	34,909,294	8,847,073
	R5	51,172,451	49,354,937	3.7	0.505	84.8	—	—	1.4	—	29,175,534	42,666,054	34,779,503	6,329,091
	R4	58,676,637	57,261,047	3.9	0.506	82.1	—	—	0.7	—	28,653,384	45,967,370	34,211,695	5,595,010
	R3	61,847,219	58,587,429	5.4	0.508	78.6	—	—	0.2	—	28,776,214	46,434,989	33,071,752	11,804,652
	R2	67,271,212	63,267,546	3.6	0.511	82.1	—	—	△ 0.2	—	28,170,338	45,912,419	29,568,196	8,222,841
	R1	50,102,046	48,499,248	4.1	0.507	81.8	—	—	△ 0.6	—	27,532,846	45,400,415	32,380,124	7,006,995
	H30	46,091,086	44,907,618	3.4	0.505	81.9	—	—	△ 0.3	—	28,000,262	45,658,538	31,663,654	7,628,200
	H29	45,040,793	44,090,365	2.7	0.504	82.2	—	—	0.0	—	27,776,477	47,863,740	32,067,994	7,700,574
	H28	50,907,526	49,774,113	3.7	0.506	82.9	—	—	0.0	—	27,850,994	50,340,966	32,064,523	3,331,104
	H27	52,192,552	50,483,939	4.8	0.507	78.4	—	—	0.1	—	28,223,834	49,358,390	32,337,781	7,225,966
	H26	51,134,515	48,942,090	3.7	0.510	80.0	—	—	0.8	—	27,388,473	47,550,021	31,234,245	12,174,179
	H25	48,123,555	46,717,183	3.7	0.512	79.9	—	—	1.5	—	27,368,621	45,823,239	30,707,735	8,243,903
	H24	50,414,764	49,347,822	3.7	0.515	81.2	—	—	3.0	—	27,160,246	44,191,084	28,693,318	6,301,601
	H23	46,862,351	45,118,198	3.5	0.528	78.2	—	—	4.2	—	26,808,883	41,527,933	26,992,709	4,817,460
	H22	47,444,160	45,956,055	4.2	0.549	78.8	—	—	5.7	—	26,604,945	41,332,594	24,654,262	4,817,150
	H21	48,315,926	47,095,520	3.5	0.569	81.9	—	—	6.7	—	25,970,892	40,299,646	21,677,080	4,521,071
	H20	49,676,242	48,699,470	3.2	0.577	83.9	—	—	7.8	—	25,401,792	39,591,012	19,803,728	1,157,205
	H19	41,396,944	40,525,824	3.4	0.561	83.4	—	—	9.2	33.7	23,890,474	37,443,884	19,740,146	2,174,386
	H18	40,421,612	39,536,200	3.0	0.531	80.1			11.9		24,552,708	38,177,425	20,379,219	1,245,758
	H17	42,259,271	41,416,594	2.9	0.499	79.9			12.0		24,410,374	39,906,384	19,757,365	1,639,373

※健全化判断比率（実質公債費比率は除く）がマイナスの場合は制度上【数値なし】